

栃木県教育委員会臨時会会議録

令和5(2023)年12月22日(金)、栃木県教育委員会臨時会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1番(教育長)	阿久澤	真理
2番	板橋	信行
3番	鈴木	純美子
4番	金子	達也
5番	永島	朋子
6番	松金	公正

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	大森	豊
教育次長	長	裕之
教育政策課長	高林	実
高校教育課長	山下	拡男

3 午後1時30分、教育長及び委員5名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は臨時会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に6番松金委員を指名した。

5 教育長は、第2号議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、審議に移る旨を告げた。

7 第1号議案 公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[教育長]

- 資料を見ていただいても非常に細かく、事務的な資料になっているが、給与の規則については、以前からこのような形で昇格または降格があった時の対応号給というのが決まっており、この号給にいた人がここに上がったり下がったりしたときにどの号給を使うのかというルールの部分で今回金額等の改正があったために、その部分を直していくということである。非常に機械的な作業にはなるが、これは大変重要な部分である。

[委員]

- 改正の概要のところにはいろいろ初任給とか昇格などの基準が変わると記載してあるが、例えば、初任給が何パーセント程度改定になったかというのは出ているのか。

〔事務局〕

- ・ 初任給の給与改定は、行政職では、大卒初任給は5.6%、高卒は7.6%で、教育職は大卒のため、概ねその程度の改定をしている。
- ・ それに合わせて、それぞれの号給の数字が変わっているが、今回は、昇格なり降格したときにそれらと同程度のメリットデメリットが得られるようにその号給の調整をして改定しているということになる。

〔教育長〕

- ・ 給料表自体が金額で決まっているので 金額に少し差異が出ると対応する部分が少しづれたりすることもあるので、こういう整理をしている。
 - ・ 今日の新聞などにも、来年に向けた教員の初任給の引き上げという記事が載っていたが、本議案は、今年度既に改正済みの条例に対する規則改正である。
- 8 教育長は、第2号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 9 第2号議案 学校職員の懲戒処分について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 10 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後1時55分、閉会した。